

菊池市インターネットショップ
「自然のめぐみ 菊池まるごと市場」の
運營業務移譲先選定に関する公募要領

令和2年1月
菊池市

【 目 次 】

1	目的	P 1
2	公募対象の概要	P 1
3	参加資格	P 1
4	欠格事項	P 2
5	移譲条件	P 2
6	財産の取扱い	P 2
7	所有権の移転手続き	P 3
8	移譲先の募集方法及び選定方法	P 3
9	公募要領等に関する質問の受付	P 3
10	公募参加申込	P 4
11	企画提案書の受付	P 4
12	審査の方法及び審査基準	P 5
13	選定結果	P 6
14	契約の締結	P 6

菊池市インターネットショップ「自然のめぐみ 菊池まるごと市場」の 運營業務移譲先選定に関する公募要領

1 目的

この要領は、菊池市が委託運営しているインターネットショップ「自然のめぐみ 菊池まるごと市場」（以下「まるごと市場」という。）の民営化に係る移譲先を公募するため、必要な事項を定めるものである。

2 公募対象の概要

(1) インターネットショップ「自然のめぐみ 菊池まるごと市場」の
運営システム全般

(2) 設備概要【サーバスペック】

本体 OS : Windows server 2012R2(サポートは 2023 年 1 月 10 日まで)

メモリ : 4GB

仮想 CPU : 4 コア

HDD : 500GB

容量 : 50GB

データベース : 3 個 (1 個あたり 2GB)

(3) 開設年月日 平成 26 年 10 月

(4) 主な設備品内容

サーバ 1 台、デスクトップパソコン 5 台、インクジェットプリンター 1 台、半自動梱包機 1 台、電子機器(無線 LAN 一式)、電子端末(iPadAir32GB)、撮影機材(キャノン一眼レフ EOS70D)、搬入備品・什器(L 型コンテナ 5 台、樹脂製台車大 3 台・小 2 台) ※詳細は別紙①

(5) 現行の運営体制 (令和元年 12 月末現在)

運営人員

正規社員 2 名

パート社員 5 名 計 7 名

外部委託 カメラマン 1 名

経営マネジメント 1 名

3 参加資格

応募するための要件は、下記要件をすべて満たすものとする。

(1) 熊本県菊池市に住所のある事業者。

(2) 事業施設や集荷出荷場、冷蔵冷凍施設等使用できる施設（または準ずる施設を確保可能）があり、発注、集荷、発送等の業務が迅速かつ的確に出来る事業者。

(3) 事業運営に必要な資力が十分にあり、長期的に継続して安定的なサービスを提供出来る事業者。

(4) 令和元年度内に移行準備を開始し、令和 2 年度からスムーズに運営可能な事業者。

4 欠格事項

応募する事業者、代表者並びに役員が、次のいずれかに該当する場合は応募することはできないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び同条第6号に掲げる暴力団員。
- (2) 地方自治施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、菊池市における一般競争入札等の参加を制限させている者。
- (3) 国税及び地方税の滞納をしている者。
- (4) その他明らかに移譲先として不適当と認められる者。

5 移譲条件

①運営方針について

- (1) 菊池基準を適用させた販売方法は、今後も継続させること。（別紙②）
- (2) 屋号の「まるごと市場」と各種ロゴは、継続して使用すること。（別紙③）
- (3) 各商品の取扱いについては、出品許諾要項に基づくものとする。（別紙④）
- (4) 市外商品の取扱いは、別紙出品許諾要項に記載してある範囲内であれば可能とするが、菊池市内の農林畜産物と競合する恐れがない商品の扱いとし、ホームページ上で市内・市外の区別をさせること。
- (5) 市外商品を扱う場合は、現在まるごと市場に登録してある全体の商品数の1割程度とし、県内はくまもとグリーン農業登録者か有機JAS商品を基準に考え、県外は有機JAS商品または、くまもとグリーン農業に準ずる基準を満たしている商品のみの取扱いとする。また県内や県外も含め出品する際は別紙出品許諾要項に則り必要項目を満たしたものに限り。
- (6) まるごと市場スタッフは、菊池市内の生産者と日頃から交流をし、菊池市第三セクター連絡協議会との交流や情報交換等を定期的に行うこと。
- (7) 上記（1）～（6）項目は基本方針と考え変更しないものとするが、社会情勢等の変化や経営上の為変更を希望する場合は菊池市に協議書を提出の上、協議を行うこととする。

②連携について

移譲先は、まるごと市場運営において菊池市役所・菊池市第三セクター連絡協議会・JA菊池等と連携し、農業や観光の地域発展に努めるものとする。

6 財産の取扱い

まるごと市場運営システム（ソフトウェア・ロゴ含む）と運営備品に関しては有償譲渡とし、減価償却後の残存価格を参考に最低譲渡価格は1,261,643円の設定とする。

- (1) 応募時は最低譲渡価格以上の金額を提示すること。
- (2) 備品に関しては別紙①のとおりとし、リスト以外に必要なものがある場合は移譲先が用意するものとする。

- (3) 移譲先が自社のシステムにまると市場のシステムを移行する場合の費用（その他移行作業に必要な費用含む）は、移譲先の負担とする。

7 所有権の移転手続き

- (1) 所有権の移転手続きについては、譲渡代金の支払が完了した後に、手続きが必要なものについて速やかに行う。その際、移転手続きにより生じた費用については、移譲先が負担する。

8 移譲先の募集方法及び選定方法

移譲先を公募により募集し、提出された書類を基にした応募資格等の1次審査（資格審査）をおこなう。事業計画書等の内容について、「菊池市インターネットショップ自然のめぐみ 菊池まると市場運營業務移譲先選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、公募要領と別紙仕様書に基づき2次審査の面接（プレゼンテーション、ヒアリング）を行い、移譲先の候補者を選定する。

- (1) 募集方法 菊池市ホームページ (<http://www.city.kikuchi.lg.jp/>) において公募する。

- (2) 事業の全体スケジュール及び移譲先決定までの事務手順

公募要領等の公示	令和2年1月14日（火）～令和2年2月13日（木）
質疑書の受付期間	令和2年2月3日（月）
質疑書に対する回答期間	令和2年2月7日（金）
企画提案書提出期間	令和2年2月13日（木）
1次審査（資格審査）	令和2年2月14日（金）
1次審査結果通知	令和2年2月18日（火）
2次審査（プレゼンテーション）	令和2年2月25日（火）
最終選考結果通知	令和2年2月27日（木）
協議・契約締結	令和2年2月27日（木）～令和2年3月3日（火）予定
公表	契約締結後

※上記日程については都合により変更する可能性があります。

※協議・契約締結は菊池市との協議が終わり次第、速やかに結ぶものとする。

※現在運営している事務所や集荷場等の見学を希望する場合は令和2年1月31日（金）までに申し出ること。

※各種提出書類は菊池市役所農政課ブランド推進室に持参で提出するものとするが、郵送で提出する場合は期限最終日必着とする。

9 公募要領等に関する質問の受付

本公募要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式4）を電子メールで提出すること。

- (1) 受付期間 令和2年1月14日（火）から令和2年2月3日（月）午後5時まで

- (2) 提出先 菊池市役所農政課ブランド推進室 Email: brand@city.kikuchi.lg.jp

- (3) 回答方法 提出された質問に対する回答は、質問書提出者に電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

10 公募参加申込

- (1) 提出書類 公募参加申込書（様式 1、2、3）に記入し必要書類を添付して提出すること。
- (2) 受付期間 令和 2 年 1 月 14 日（火）から令和 2 年 2 月 13 日（木）まで必着（土・日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- (3) 受付場所 菊池市役所 農政課ブランド推進室（電話 0968-25-7266）
〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 番地 菊池市役所 2 階
- (4) 提出方法 応募書類は、受付場所に持参または郵送によるものとする。
- (5) 提出部数 1 部
- (6) 一次審査 参加申込書等の提出資料に基づき審査を行うので、公募要領及び別紙仕様書を熟読の上、提出すること。参加資格審査結果は、各応募者へ参加資格審査結果通知書を郵送で通知致します。
- (7) 留意事項 申込を取り下げの場合には、辞退届（様式 5）を提出するものとする。

11 企画提案書の受付

- (1) 提出書類 企画提案書（様式 6）に審査提出一覧表（様式 6-2）の書類を添付して提出すること。
- (2) 受付期間 令和 2 年 1 月 14 日（火）から令和 2 年 2 月 13 日（木）まで必着（土・日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- (3) 受付場所 菊池市役所 農政課ブランド推進室（電話 0968-25-7266）
〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 番地 菊池市役所 2 階
- (4) 提出方法 応募書類は、受付場所に持参または郵送によるものとする。
- (5) 提出部数 A 4 サイズでファイリングしたものを 9 部（正本 1 部、副本 8 部）。
- ①ファイリングした書類の表紙に次のことを記載すること。
「令和元年度菊池市インターネットショップ自然のめぐみ 菊池まるごと市場移譲先募集に係る企画提案書類」（事業者名）
- ②A 4 サイズに満たない書類は、A 4 サイズの用紙に貼り付けて提出すること。
- ③契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を行うこと。

【例】

この写しは原本と相違ありません。
令和 年 月 日
●●社○○○○
代表者 ○○ ○○ 実印

(6) 留意事項

- ①追加書類の提出を求める場合はそれに応じること。

- ②提出書類は、全て返却しない。
- ③提出書類は、菊池市情報公開条例の規定に基づき、不開示とすべき箇所を除き開示する。
- ④受付期間終了後の再提出及び差替えは受け付けない。
- ⑤本公募に係る一切の費用は、すべて応募者の負担とする。
- ⑥申込を取り下げる場合には、辞退届（様式5）を提出するものとする。
- ⑦プレゼンテーションの機材であるプロジェクター、スクリーンは菊池市が用意するが、パソコン（ケーブル、接続備品含む）に関しては持参する事とする。
（プロジェクター型番：CASIO DATA PROJECTOR XJ-A141）

12 審査の方法及び審査基準

（1）審査方法

移譲先を公正かつ適正に選定するため資格審査の後、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会において評価基準に基づく審査を行い、移譲先として優先的に交渉する候補者（以下「優先候補者」という。）を選定する。応募が複数の場合は、優先候補者から順次候補者を選定する。

（2）審査の手順

ア 1次審査（資格審査）

応募のあった事業者の資格要件の適否や書面上の失格事項にあたらぬかについて審査を行う。要件が満たされていない事業者は失格とする。

イ 2次審査（プレゼンテーション）

選定委員会は、1事業者ごとに事業計画等の内容について説明（プレゼンテーション）を受けた後、質疑応答（ヒアリング）を行う。

ウ 各選定委員会委員の評価点数の合計点により順位を決定する。ただし、各委員のうち評価点数が最高点であるものと最低点であるものは、合計点数から除くものとする。

エ 複数の同点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。

再審査においても複数の同点者が生じた場合は、選定委員会の協議によって順位を決定する。

オ 選定委員会委員の評価点数の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

なお、応募者が1者の場合であって最低基準点を満たす場合は、当該応募者を選定する。

（3）審査項目、評価基準

「審査項目及び評価基準」（様式7）のとおり

（4）2次審査実施日

①期日 令和2年2月25日（火）

ただし、参加事業者数等により変更する場合もあるため、日時、場所等の詳細については別途連絡する。

②時間 1 事業者につき 30 分程度（質疑応答を含む）

③出席者 3 名以内とする。

④その他

提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。

プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①提出期限内に企画提案書等の全部が提出されなかった場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

④移譲先の決定前に、本案件に関して選定委員会の委員等に直接、間接を問わず連絡・接触をするなど、審査の公平性を害する行為があった場合

⑤面接審査実施日に欠席した場合

⑥その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

13 選定結果

結果については、すべての応募者に対して速やかに文書で通知する。なお、選定結果に関する異議は一切受付けない。

14 契約の締結

(1) 契約の締結

菊池市は、優先候補者選定後に移譲後の運営等の基本事項を協議し、契約を締結する。ただし、優先候補者との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の候補者と順次協議を行う。

また、移譲先とすることが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、移譲先として決定しない。

なお、この場合において、当該候補者が本件に関して支出した費用について、市は一切補償しない。

(2) 契約保証金

契約締結後、10日以内に契約保証金として契約金額の100分の10に相当する金額を支払うこと。

(3) 譲渡代金の納付

移譲先となった事業者は、契約保証金を差し引いた譲渡代金を令和2年3月31日（火）までに納付すること。

(4) 協定及び契約の解除

契約書の内容に違反する行為を認めた場合、市は移譲先に対し是正を求めるものとし、これに従わない場合は、移譲に関する契約の全部または一部を解除することがある。また、この場合も本件に関して要した費用の補償は一切行わない。